

新潟市A I 防犯カメラシステム整備業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

新潟市A I 防犯カメラシステム整備業務委託（以下「本業務」）

(2) 委託業務の目的

新潟駅前地区における悪質な客引き行為が市民や本市を訪れる方々の安心を損なう課題となっていることから、A I 防犯カメラシステムを整備し、同システムの機能による悪質な客引き行為の抑止及び客引き行為の実態把握のための分析を行い、繁華街の環境健全化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「新潟市A I 防犯カメラシステム整備業務委託仕様書」（以下「仕様書」）のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※検知精度向上のための学習、修正に必要な期間を除くことができるが、本運用と同等の機能を有するシステムを利用できること。

2 契約上限額

金8,296,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※令和8年度中のランニングコストも含むものとする。

3 受託者審査方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者による提案内容等を踏まえ、9（1）記載の新潟市A I 防犯カメラシステム整備業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」）により選定を行う。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次のすべての要件を満たす事業者とする。

(1) 新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていること又は以下の要件をすべて満たす者であること。

ア 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

イ 参加申請を行う日において、引き続き1年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、本業務の参加申請前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画許可を受けている場合を除く。
- (6) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に関与している法人ではないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではないこと。
- (7) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。
- ア 構成企業のすべてが前記（1）～（6）の要件を満たしていること。
- イ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。
- ウ 共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

5 スケジュール

内容	日程
公募開始（市ホームページに掲載）	令和8年5月22日（金）
質問受付開始	〃 5月22日（金）
質問受付終了	〃 5月29日（金）午後5時
質問回答（市ホームページに掲載）	〃 6月4日（木）午後1時
参加申請書提出期限	〃 6月8日（月）午後5時
参加資格通知	〃 6月15日（月）
提案書提出期限	〃 6月22日（月）午後5時
選定委員会開催（プロポーザル実施日）	〃 7月7日（火）
選定結果通知	〃 7月9日（木）

6 参加申請

(1) 提出期限

令和8年6月8日（月）午後5時 必着

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出書類

<p>単独企業の場合</p>	<p>【様式1】「参加申請書（単独応募用）」</p> <p>【様式4】「企業概要」</p> <p>☞別紙「関連（類似）業務等実績一覧」に、本業務と関連又は類似する業務の実績について、可能な範囲で具体的に記載すること。</p> <p>☞ISO認証、プライバシーマーク等の認証や、厚生労働省等の認定（くるみん、えるぼし等）がある場合は、認定証等の写し</p> <p>【様式5】「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」</p>
<p>共同企業体の場合</p>	<p>【様式2】「参加申請書（共同企業体用）」</p> <p>【様式3】「共同企業体協定書兼委任状」</p> <p>【様式4】「企業概要」</p> <p>☞別紙「関連（類似）業務等実績一覧」に、本業務と関連又は類似する業務の実績について、可能な範囲で具体的に記載すること。</p> <p>☞ISO認証、プライバシーマーク等の認証や、厚生労働省等の認定（くるみん、えるぼし等）がある場合は、認定証等の写し</p> <p>【様式5】「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」</p> <p>☞様式2～様式5については、構成員ごとにすべての構成員が作成すること。</p>
<p>新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていない者</p>	<p>上記、「単独企業の場合」又は「共同企業体の場合」の提出書類に加え、次の①～④の書類を提出すること。</p> <p>共同企業体として参加申請する場合は、構成員ごとに提出すること。</p> <p>①登記事項証明書</p> <p>②直近の決算報告書</p> <p>③新潟市税の納税証明書（新潟市入札用）</p> <p>☞新潟市内に納税義務がある者のみ</p> <p>☞参加申請月の1か月前以降に証明されたもの</p> <p>④国税の納税証明書（その3の3）</p> <p>☞参加申請月の3か月前以降に証明されたもの。</p>

(4) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

- 持参の場合は、提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。
- 郵送の場合は、提出期限までの必着とし、書留等の確実に到達する方法とすること。普通郵便による場合の事故について本市はいかなる責任も負わない。また、参加申請期限まで

に本市に到着しなかったものは受付しない。

(5) 提出先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 (新潟市役所 1階)
新潟市 市民生活部 市民生活課 安心・安全推進室

(6) 参加資格通知

本市は、参加申請書を提出した事業者(参加申請者)の資格要件について、参加申請書等により審査し、結果を令和8年6月15日(月)午後5時までに、参加申請者に電子メールで通知する。

(7) 参加辞退

参加申請後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、【様式6】「プロポーザル参加辞退書」に必要事項を記入し、上記(2)、(3)により、令和8年6月22日(月)午後5時までに提出すること。

共同企業体の場合は、代表構成員が作成すること。

7 質問・回答

本業務及び仕様書に関する質問・回答については、次のとおり行うこととする。

(1) 提出期限

令和8年5月29日(金)午後5時 必着

(2) 提出書類

【様式7】「質問書」 ※質問がない場合は、提出不要。

(3) 提出方法

電子メールで提出することとし、件名に【A I 防犯カメラ】を含めること。

(4) 提出先

電子メール:shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp (新潟市市民生活部 市民生活課)

(5) 回答方法

令和8年6月4日(木)午後1時までに新潟市ホームページに掲載する。

※質問に対する回答は、本要領の追加又は訂正とみなす。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな者からの質問については、本市は回答しないことができるものとする。

8 提案要領

参加申請者は、仕様書に基づき実現可能で最適な業務内容及び本業務で整備する機器等の将来的な活用方策を踏まえ、次の要領により提案するものとする。

なお、提案は1者につき1件とする。

(1) 提出期限

令和8年6月23日(火)午後5時 必着

(2) 提出部数

正本1部、副本9部

(3) 提出書類

●提案書（任意様式）

※記載内容は任意とするが、次のア～ウは必ず記載すること（エは任意とする）。

ア 仕様書4（3）ア①～⑥のうち、実現する項目及び実現方法

イ 調達機器の諸元

ウ 令和9年度以降の必要経費

エ 仕様書「4業務内容」に示したもののほか、本業務で整備する機器等の活用案
（見積金額に含む必要なし）

●見積書（任意様式）

(4) 提出書類の書式等

●提案書、見積書の様式は任意とする。

●企業名等は正本にのみ記載する。副本には提案者が特定できる事項を一切記載しないこと。

●A4版縦、横書き、左綴じ、両面印刷を基本とするが、記載内容によっては見易さ等に配慮してA4版横提案書又はA3版（綴じの際にはA4版の大きさに折り込むこと）のページを含んでも構わない。

●文字フォントは、表題や注釈などを除き、原則として10.5ポイント以上の大きさとするとし、カラー印刷可とする。

●提案書本冊の下部などにページ数を表示すること。

●提出書類は、ホチキス留めや製本はせず、クリップ留めで提出すること。

●日本語を主体として記載し、専門的な知識を有していない者でも理解できるようなわかりやすい表現とすること。

(5) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること。

●持参の場合は、提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までに提出すること。

●郵送の場合は、提出期限までに本市に到着しなかったものは受付しない。

(6) 提出先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（新潟市役所1階）

新潟市 市民生活部 市民生活課 安心・安全推進室

(7) 留意事項

ア 提出後の提案の差し替え（追加及び変更等）は、提案期限までの間に限り認める。

イ 提出のあった提案書について、疑義が生じた場合は、本市の判断により補足資料の提出を求めたり、記載事項に関して聞き取りをしたりすることがある。

ウ 提出された提案書は、返却しない。

9 選定要領

(1) 選定委員会

委託契約の締結交渉を行う者（以下「候補者」）を選定するために、選定委員会を開催する。選定委員会の構成は審査終了まで非公開とする。

(2) 選定委員会開催日時

令和8年7月7日（火）

時間については、各参加申請者に対し、個別に連絡を行う。

(3) 選定方法

ア 選定委員会は、前記8（3）の書類（以下「提案書等」）を提出した者（以下「提案者」）が提出した提案書等に基づくプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

イ プレゼンテーション審査には、総括責任者を含め最大4人まで出席可能とする。

ウ プレゼンテーション審査の時間は、1者あたり40分（説明20分、質疑20分）以内とする。（ただし、パソコンの接続や動作確認にかかる時間は、説明20分には含まない。）また、説明時間は20分厳守とし、20分を過ぎた場合は説明途中であっても打ち切りとする。

エ プレゼンテーション審査は、各選定委員が別紙1「評価項目と配点」（提案評価点：満点300点）に基づき採点し、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者を選定する。

<評価段階における配点別採点>

評価段階	配点割合	配点10点の項目	配点20点の項目	配点100点の項目
A：とても優れている	100%	10点	20点	100点
B：優れている	80%	8点	16点	80点
C：標準	60%	6点	12点	60点
D：やや劣っている	40%	4点	8点	40点
E：劣っている	20%	2点	4点	20点

オ 提案者が1者のみであった場合は、選定委員による審査を行い、本市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を候補者とする。

カ プロジェクター及びスクリーンは本市が用意するため、使用を希望する場合は事前に連絡すること。なお、パソコン等は提案者が用意することとし、その動作確認は提案者の責により行うこと。

(4) 選定結果の通知

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、選定内容及び順位等の問い合わせは一切受け付けないものとする。

10 契約に関する基本事項

(1) 受託者の決定

ア 最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。

イ 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者と委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び提案書等に基づき、選定結果を考慮のうえ詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約書

新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第31条の定めるところにより作成する。

(4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(5) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

11 特記事項

(1) 提案者の失格

次の①～⑤のうち、いずれかに該当した提案者は失格とする。

- ① 前記4「参加資格要件」に示す要件を満たさない者
- ② 本公募の開始以降、選定委員による審査が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者
- ③ この要領に定められた期限を過ぎて各書類を提出した者
- ④ 前記2「契約上限額」を超える見積金額を提案した者
- ⑤ 書類に虚偽の記載をした者又はこの要領に定められた事項に違反した者

(2) その他

ア 書類の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む）は、提案者の負担とする。

イ 選定結果についての異議申立ては認めない。

ウ 受託者の名称は公表できるものとする。

エ 提出された書類は、提案者の同意を得ることなく選定目的以外に使用しない。

オ 提出された全ての書類は返却しない。

カ 提出された書類は、必要により複製する場合がある。

- キ 提出された書類は、原則として公開しないが、新潟市情報公開条例（昭和61年条例第43号）の規定に基づき、開示請求者に開示することがある。
- ク 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜、本市が判断するものとする。
- ケ 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時間及び計量法によるものとする。
- コ 本市として対応が必要となる災害等が発生した場合は、プロポーザルに関する日程を変更する場合がある。変更後の日程については、決定後あらためて通知することとする。

1 2 問い合わせ先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（新潟市役所1階）

新潟市市民生活部 市民生活課 安心・安全推進室 担当：片山

電話：025-226-1110（直通）

f a x：025-223-8775

電子メール：shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp

※本件に関してメールを送信する際は、件名に【A I 防犯カメラ】を含めること。

評価項目と配点

No.	評価項目	評価内容	評価基準	配点
1	会社概要	会社として取得している国の認定制度、ISO認証、その他公的認定・資格等	●本業務に関連するISO認証、ISMS認証、プライバシーマーク等を取得しているか	20
2		A Iによる画像解析、関連（類似）業務の実績	●A I防犯カメラの設置実績はあるか ●A I機能を活用した国・地方公共団体の業務実績はあるか ●A Iによる画像解析の業務実績はあるか	20
3	業務体制	社内の業務体制	●通常時の業務執行体制、事故等発生時の責任体制は明確か ●情報セキュリティに配慮した保守体制を構築しているか ●情報セキュリティインシデント防止対策及び対応体制は十分か	20
4		スケジュール管理	●工程表等が示され、スケジュールが明確か	10
5	A I機能	仕様書4(3)ア特定動作の検知に示す項目の実現数及び完成度	●特定動作の実現数は妥当か ●検知する特定動作は正確で実現性は高いか ●検知する特定動作は仕様書との乖離は少ないか	100
6		仕様書4(3)イ～エに示す機能の操作性、実用性	●即時警告は実効性が高いか ●操作端末は、直感的かつ簡易な操作で必要な機能を十分に実行可能か ●必要な情報とビデオクリップは連動して保存され、容易に活用・検索が可能か ●特定動作の検知精度向上機能は容易に操作が可能か	20
7	システム構成等	機器及び受託体制の情報セキュリティの確実性	●脆弱性対応、アクセスの制限、異常動作の検知に関する対応体制、必要な措置は十分か ●セキュリティ強度の高い機器を使用しているか	20
8		A I機能及び機器の保守サービス	●A I機能の修正・更新範囲は十分か ●障害発生時の対応内容は具体的に明示されているか	20
9	発展性	仕様書に示す業務内容以外の活用案の内容及びその有効性	●容易にA I機能を追加することができるか ●活用案は本市が行う施策としてふさわしいか ●活用案の実現性・有効性は高いか	20
10		監視カメラの性能	●撮影範囲は十分か ●解像度は高いか ●汎用性・互換性は十分か	20
11	経費	見積額	●機能に見合った見積額か	10
12		令和9年度以降の保守サービス内容、ランニングコストの見積額	●ランニングコストは、サービスに見合ったものか	10
13	WLB	ワークライフバランスを推進する取組み	●厚生労働省等の認定（くるみん、えるぼし等）を取得しているか	10
合計				300